

本願寺教団における寺中制度解体の要因

—「演説書」と「知新集」の比較を通じて—

児玉 識

水産大学校研究業績 第五九八号、四十五年二月四日 受理

はじめに

いかなる宗派においても、その教団の基礎構造を探究する場合、寺中・道場・寺庵・看坊・塔頭等、教団機構の最末端にあつて檀家農民と密着している下級寺院についての研究が軽視されてならないことはいうまでもないところであるが、とりわけ、世襲制を原則とする真宗教団の場合、これら下級寺院の性格分析が、教団の特殊性を解明する上にきわめて重要な役割をなすようと考えられる。何故なら、寺中・道場等の下級寺院には、それぞれ地方の有力寺院が本坊として存在しており、その本坊と下級寺院との間には譜代的な主従関係が根強く存続しているが、その関係は、本山と一般末寺との間に見られる関係と同質のものであり、本山を中心とする教団機構の特質が、地方有力寺院（本坊）と下級寺院との関係の中に集約的に表現されているように思われるからである。

このような観点から真宗教団の特質を把握しようとして、下級寺院の

具体的分析を最初に行なったのは森岡清美氏である。⁽¹⁾ 氏の社会学的方法を駆使した明快な分析により、はじめて下級寺院の機能と性格が浮彫りにされ、近世本願寺教団史の研究が大きく前進させられたことは周知

のところである。

しかしながら、氏の研究は主として東日本の寺院史料によつて全本願寺教団の性格を論じたため、西日本の寺院には必ずしも妥当しない場合があり、地域差を無視した弱点のあることは否定できない。さらにまた、氏の研究は、下級寺院の典型的な「型」を把握することに主眼がおかれているためか、下級寺院の時代的変質過程が十分に追究されないようと思われる。私は氏の方法に導かれながらも、右の点を克服するための試みとして、これまで數度にわたり西日本、特に長州藩の寺院形態を紹介し、それが森岡氏の紹介された北陸方面の場合とは著しく異つてゐること、また、芸州藩の下級寺院は時代的に次第に変質して「北陸型」から「長州型」へ移行していることなどを指摘して、下級寺院の研究に地域差を考慮すべきことを強調して來た。⁽²⁾ それはこのような視点を追究しない限り、近世教団から近代教団への移行過程が十分に説明できぬし、ひいては近世教団と近代教団の性格の本質的な違いを明らかにすることができないと考えるからである。

ところで、これまで私自身、地域差を指摘しながらも、これの生ずる原因については、若干の推論を試みただけでなお実証の段階に至つていないのであるが、小論では、この課題へアプローチするための一方法と

して、下級寺院の中でも特に「寺中」制度をとりあげ、長州藩と芸州藩の両藩で生じた二つの本坊対寺中論争の史料を紹介しながら若干の考察を行つてみたい。

寺中（地中・塔頭・持僧・寺内・脇寺等の呼称もあるが、本稿では特に必要な場合を除いて、便宜上これをすべて「寺中」と表現する）について「真宗史概説」では次のように説明されている。⁽³⁾

門徒の数が百戸をこえると、僧侶として生計をたてうるばかりでなく、寺役を円滑に遂行するため常に常勤の役僧を雇傭する必要が生じ、二百戸内外以上の寺では寺の次三男や忠実な役僧を結婚後も寺内の一屋に居住せしめ、以後その子孫代々にわたつて寺役法要を補佐させる必要がたかまる。この譜代の従属的僧分が寺中（地中）である。……（中略）寺中は朝夕の勤行をはじめとして、日常と非常、恒例と臨時を問わず、本堂の式務を補佐し、住職の外出に扈從し、あるいは住職の代理をつとめ、また重要度の低い寺役を委任された。その代りに主家の経営の内部で生計を維持することができたのである。（傍点筆者）要するに寺中とは、それ自身の門徒は持たず、本坊の境内（またはそ

の近辺）⁽⁴⁾に居住し、本坊経営を補佐する本坊譜代の従属的僧侶とその家族をさす語である。したがつて、それは「本坊の世帯とは別の消費単位を構成」しながらも、経営面からは「独立の社会的単位とは見なされない」存在であつた。

寺中の性格がこのようなものであつてみれば、「経営の単位としても別立し、己自身の経営をもちたい」というのが寺中の強い潜在的 requirement⁽⁵⁾といわれるのも当然のことと理解される。このような寺中の欲求不満が教団内に常に鬱積しており、折あるごとに本坊からの独立を企てようともくるんでいたのが近世本願寺教団の実体であつて、幕権の介入にまで至つた本山西本願寺対興正寺の紛争や、後述する広島仏護寺対十二坊の一件も、こうした教団個有の矛盾が発火原因となつたものと考える。ことができるが、同様のことは地方寺院においても常に生じていたのである。次に掲げる長州藩支藩徳山領内の善宗寺対四ヶ寺の紛争もこうしたケースの一例である。

一、善宗寺対四ヶ寺の場合

山口県文書館所蔵の徳山毛利家寄託文書の中に「演説書」と表記された一冊の史料がある。この文書は周防富田善宗寺末寺東之坊・大安寺・真覚寺・大樂寺の四ヶ寺が、天保十二年四月に本坊善宗寺の非法を訴えるために記したもので、提出先きは藩の社寺方と考えられる。以下、史料にそつて事件の経過を紹介しながら、その内容を吟味してみよう。

富田善宗寺は先年、大安寺・大樂寺・東之坊・真覚寺に相談もなく銀子三十五貫目を、法物を質に入れて（おそらく萩録所から）借金した。しかも後日になつて真覚寺等四ヶ寺はその「借用証文の案書院主の認候様」命ぜられ、仕方なくその命に従つたのであつたが、その後、返済の目途が立たず善宗寺新発意は萩から帰ることができなくなつてしまつた。そうしたある日、萩録所より呼出しがあり、東之坊と真覚寺の兩人が出向いたところ、録所より「仕組之目途ヲ立返附可仕若相違之節ハ御咎被申付候而も否無御座と案文を以一札認差出候様」との申付けがあつた。

ところで、問題はこの書付けの中に四ヶ寺のことを「善宗寺殿塔頭」と記しているところにあつた。というのは、先にも述べたごとく塔頭とは寺中のことであつて、善宗寺の寺中と見なされることに不満をもつ真覚寺等は、早速これに対し反論したところ、このような書き方をしないと後日どのような迷惑がかかるかも知れないというので、ひとまずこのままの文言にしておいて、あとで訂正を申し込むつもりで案文を認めたのであつた。しかし、それは考えが甘かつた。案文を提出した後にて役寺が「其方共塔頭なれば己後善宗寺の意に背けば住持は勿論家内の者も不残追出も勝手次第……」と言い始め真覚寺等はあわて始めた。彼らの心配は次の文からもありありと感じられる。

（前略）甚以当惑仕候得共録命に候得ハ致方無御座是迄ハ御領法表仮令塔頭と書出御座候而も寺法向左様成儀無御座候得ハ本山江対し左様之振舞も容易相成善敷事ニ御座候、然処寺法向此方々塔頭折と書上候得ハ寺国法共ニ塔頭ニ相成弥善宗寺之勝手次第ニ相成候、左候時ハ何

時如何様之事御座候而家内之者迄不残路頭ニ立候も難斗段難ケ敷存候
何卒右書付取下ケ仕度又候出萩仕度之歎書差出候得共取上ケ相成不申
無拠引取申候、右塔頭と申事心外ニ候ハ者善宗寺門徒勤間敷との事ニ
御座候得ハ無拠門徒返上仕外無御座奉存候得共外ニ寺祿等無御座門徒
返上仕候而者寺続相成苦敷進退爰ニ迫リ申候

右の引用から、一旦、塔頭（＝寺中）と認定されれば住持もその家族
もすべての生活権を本坊に握られ悲惨な生活を余儀なくされることが同
われる。また、従来、御領法表（＝国法）ではたとえ塔頭（＝寺中）と
書き出していくも本山の寺法では単独寺院の扱いをうけていたことが判
明する。したがつて、彼らのもつとも恐れるところは、録所の書き出し
に自ら「塔頭」と書いてしまつては、寺法上も国法上も完全に寺中とし
て認められ、いよいよ本坊善宗寺の勝手次第になつてしまふという点に
あつた。そこで彼ら四ヶ寺は、藩の社寺方へ対し、もともと四ヶ寺は塔
頭的 existence ないことを説明し、「御仁恵を以宜敷御沙汰」仰付けられる
よう歎願している。

塔頭でない理由として、彼らは次のとくいう。塔頭という語は本願
寺派では使用しない。これは本願寺派でいう地中（＝寺中）に相当する
ものであろうが、地中といふからには本坊の境内に居住するものをさす
はずである。しかるに四ヶ寺はいずれも善宗寺境内に居住していなか
ら地中（＝寺中）ではない、と。⁽⁸⁾

古老人の語るところによると、明治初年まで、四ヶ寺のうち三ヶ寺は善
宗寺と道一つ隔てたところに位置し、大樂寺は大道理村（現在もこの地
域にある）にあつたことであつて、確かに四ヶ寺の言葉通り、彼ら
がいづれも善宗寺境内に居住していなかつたのは事実である。しかし、
これは地中の文字を利用した詭弁にすぎず、地中（＝寺中）は必ずしも
境内に居住するとは限らず、すでに記したように本坊の至近距離にあつ
て寺中的役割を果している場合もあるのであって、四ヶ寺の主張はこの
場合有効ではない。彼らは境内に居住こそしないが、自分の壇家を持た
ず、善宗寺の門徒を預つていたのであるから、明らかに寺中的役割を果
していたのである。

しかし、それにもかかわらず彼らが敢て寺中でないと主張するのは、
実は、彼らと同様に古くから善宗寺の門徒を預つていた寺寺が、いずれ
も善宗寺から門徒を分与されて寺法國法共に一寺院として承認されてい
るのに、四ヶ寺のみがそれを認められていないからである。すなわち、
四ヶ寺は次のとく言う。

（前略）大道理西照寺儀往古ハ門徒ニ至迄不残善宗寺之宗門ニ御座候
得共門徒配分ニ預リ追々寺国法一寺ニ相成候而分与末寺ニ相成申候、
金山真称寺と申候も寺国法一寺ニ相成候迄ハ門徒不残頭印右内者野原
村教榮寺宗門ニ御座候処、三拾ヶ年前ニ寺国法一寺ニ相成、只今ニ而
者身柄之宗門ハ勿論門徒迄宗門印形相調申候、私共逆も同様之事ニ御
座候得者御詮議之上宜敷御沙汰被仰付候様奉願上候（傍点筆者）

私はかつて、長州藩には北陸方面に比べて、寺中・道場等の下級寺院
がきわめて少ないと指摘したが、その原因の一つは右の引用から明
らかなるごとく、長州藩にあつては、すでに幕末以前に多くの寺中が門徒
を本坊から分与されて「分与末寺」となり、寺法上も国法上も一寺院と
して承認されていたからであろう。

全国的に大多数の寺中が解放されて寺院扱いをうけるに至るのは明治
以降のことであるが、長州藩においては、すでに近世社会を通じてこれ
が広く推進される傾向にあつたことが右の史料から伺われるのである。
したがつて、このごとく風潮の中にあつて四ヶ寺が「分与末寺」になろう
と努力するのも当然のことであるが、これに対し本坊善宗寺は如何なる
態度に出たのであらうか。「演説書」には次のような記載が見られる。

天保七申年本山より緒差出候様沙汰相成候節、善宗寺由緒書之内江
地中堂僧之書出致候様善宗寺より銘々共へ申來り候節、寺法向申立候処
十口無御座ニ付田布施辺末寺并道源理兵衛扱ニ而善宗寺より何事も不被
申分ニ仕相済申候、然処善宗寺より無理ニ私共へハ内々ニ而由緒書書加候而
緒書差出申候、然処善宗寺より無理ニ私共へハ内々ニ而由緒書書加候而
文言ニ右四ヶ寺儀ハ、往古ハ地中堂僧之者ニ御座候得共、只今ニハ御
寺法向一寺ニ被仰付、過ル文政五年三月廿六日萩御錄所より組入被仰付

諸末寺同様御用承り申候と書出相成候、

つまり善宗寺としては、他寺は分与末寺として独立を認めたものの、何としても四ヶ寺だけは寺中身分にとどめ置こうとする意欲が強かつたのである。しかし、四ヶ寺側は、本山の寺法を楯にして善宗寺に屈服しない。そこで、右の最後の文面に見られるように、善宗寺は一步譲歩して、四ヶ寺は昔は寺中であったが、文政五年より一般末寺並みの扱いをうけることになつたと説明するが、四ヶ寺側はそれをも認めず、右の史料に続いて「往古逆も地中堂僧と申す事、寺法向ニ無御座」と主張し、その証拠に、本山本願寺より下付の本尊裏書にそれぞれ次のように記されていると反論する。

(一) 享保五年

横田内膳判

庚子七月十日 下間刑部卿法眼判

善教寺殿門徒善宗寺下

諦觀

右之通り四ヶ寺共ニ同様之事ニ御座候

(二) 大谷本願寺親鸞上人真影

积本如判

文化十三丙子五月十二日

善教寺門徒善宗寺下

周防国都濃郡富田村大安寺

東之坊物

願主积宣般

右之通り四ヶ寺同様ニ御座候

すなわち一見して明らかかなように、この裏書には「善宗寺下……大安寺」あるいは「善宗寺下……東之坊」とあり、一般末寺と同じ形式になつていて「善宗寺寺内……大安寺」「善宗寺寺内……東之坊」と記されていないが、これはすでに文政以前から寺中でなかつた証拠だと四ヶ寺側は主張するのである。

確かに右の点において見る限り、本山はすでに文政以前から彼らを一般末寺並みに扱い、寺法上は寺中と見なしていない。したがつて、四ヶ寺側の主張が正当のよう考へられるが、それにもかかわらず善

宗寺が四ヶ寺を寺中にとどめようとするのは何故か。それはいうまでもなく、一寺院として独立性を得れば、それを足場にこれまでの「預り門徒」を「直門徒」として善宗寺から奪うことが容易になるからである。先に記したように、本坊から檀家を分与されて寺中が一般寺院へ昇格する場合もあつたが、逆に、寺中身分から脱却し、一般寺院と同格になることによつて門徒を本坊から奪う場合もあつたのである。
たとえば、佐波郡伊佐江村妙玄寺から、⁽³⁾同村光宗寺へ文化十三年に提出した文書の中に次のような文面が見られる。

御請状之文

一、拙僧儀御本坊御弟子ニ罷成、檀中法役無恙相勤之廉を以、格別三

仏前莊嚴を構江光陰を送り申候、 ニ御座候得者、何辺被仰

渡儀、後代以違背少茂無御座候事

(中略)

一、拙僧子々孫々ニ至迄申伝、本寺之檀那壹人ニ而茂請引申間敷候、

然上者不至檀中色々申と御座候而茂掠取申間敷候、縦内々之下人

望ミたり共、是又壹人ニ而茂請引申間敷候事

(中略)

惣而本寺之御下知法式相守、寺役堅固ニ相勤可申候、檀家法役荒

増ニ仕若々口出来不申様ニ急度入其節可相勤申事

(後略)

右の史料が示すように、当時（文化年間）、妙玄寺は光宗寺に対し、寺中的役割を果してゐたのである。ところで、「地下上申」や「風土注進案」によると、妙玄寺は享保年間には、寺号を免与され、寺法上も国法上も単独寺院として認められていたものであり、すでに光宗寺の寺中でなかつたことは確かである。したがつて、右の史料は、独立寺院たる妙玄寺が、光宗寺に対し、光宗寺の檀家を奪わないよう誓つたものであるが、このような一札を入れてゐること自体、当時、独立寺院相互間で檀家奪いの現象がしばしば起つてゐたことを物語るものといえよう。寺中が本坊に對して実行することの困難だつた檀家奪いが、独立寺院相互間では、当時しきりに行なわれていたのである。

このような情況を考慮するならば、善宗寺が、四ヶ寺だけはたとえ本

山の寺法に抵触しようとも、寺中として自己の権力下にとどめようとする理由も理解できる。そこで、善宗寺はことあるごとに寺法を無視して四ヶ寺と対立する。次もその一例である。

先年、大公儀血誓上京可仕段、本山より御使を以達相成申候而御請印仕候、其節宿坊徳応寺において、右御口本坊院主三ヶ寺之者拙寺門内之者寺中之と種々被申立候得共承引無御座候、然処、御請印帳へ三十五ヶ寺之組合筆並を以御請印仕候節、是迄例徳山組何寺々々と斗り書候事ニ御座候処、三ヶ寺斗善宗寺ニ下之字書加へ相成申候ニ付、宿坊へ其段申入候処、後例ニ致間敷候間、御請印帳切替六ヶ敷候得者、当度之儀ハ何卒此儘ニ差置口候様申事ニ付、致後例間敷段書附印形茂取相済申候、

また、近年、真覚寺が上京して本山惣会所へ行き、三季の冥加金を納入しようとしたところ、帳面に「善宗寺寺内真覚寺」と記されているのを発見し、「善宗寺寺内と申儀無御座」と直接、役席へ申し出たところ、役席から惣会所へ沙汰があつて訂正されたという一件もあつた。「演説書」はこうした例をこまごまと記して善宗寺の非を訴えているのであるが、これらの例から、善宗寺が文政以後も四ヶ寺を寺中にとどめるために如何に苦慮し、奇計をめぐらしていたかが伺がわれる。

ところで、「演説書」全体の内容を通じて注目されることは、本坊善

宗寺と四ヶ寺の対立において、以上見て来たごとく本山（＝西本願寺）は常に四ヶ寺側に味方し、独立寺院扱いしようとしている点である。四ヶ寺側も、本山のこうした態度を知っているからこそ、寺法を楯にして善宗寺に対し高姿勢で迫つていたと考えられる。

かつて私は、本願寺が近世初期以来、中世的地方大寺院を弱体化し、小寺院自立政策を行なつていていることを指摘したが、その政策は右の場合も一貫していると言えよう。

その後の四ヶ寺の動向についての史料は見当らないが、明治三年の「寺院書上」⁽¹⁾に四ヶ寺とも「善宗寺塔頭」と記載されているところからみると、やはり明治に至るまで国法上は独立寺院として承認されなかつたのであろう。

しかし、長州藩の下級寺院の多くは、このような本山の政策にそつて寺法上の一寺院となり、さらに国法上も承認され、寺国法上の独立寺院となつたのであろう。長州藩に寺中がきわめて少ないのでこのような理由によるものと考えられる。しかしながら、長州藩以外の地域においては、後述するごとく明治初年に至るまで寺中制度が存続している場合が多いのであるが、これは如何なる理由によるものであろうか。この問題を考える上に、広島仏護寺と十二坊の間に生じた紛争の分析は一つの貴重な示唆を与えてくれるように思う。

二、仏護寺対十二坊の場合

元禄十四年、芸州藩城下広島寺町仏護寺と十二坊の間に生じた紛争に関する史料は「知新集」⁽¹⁴⁾に数多く載せられており、またそれにもとづいて紛争の原因と経過についてすでに山中寿夫氏が詳細に報告しておられる。⁽¹⁵⁾この事件も、寺中身分から脱しようとする十二坊と、それを抑えようとする仏護寺との間に展開された紛争であつて、年代的に百四十年の隔りはあるが、前節の善宗寺対四ヶ寺の場合と同質の問題を含む紛争であつたと私は思う。

以下、まず山中氏の論文に依拠しつつ事件の梗概を簡単に記しておこう。

（第一段階）元禄十四年九月、芸州藩はこれまでの宗門改めの手続きの一部を改革し、寺社町奉行所宗門改帳に各宗寺院塔頭が連印していた旧習を廃し、本寺のみ捺印するよう通達を出した。ところが、臨済宗その他の塔頭はこれに従つたが、真宗の光福寺・報専坊等いわゆる仏護寺十二坊と呼ばれる寺院だけはこの通達に従わず、日来のように連印することを認めようと社寺町奉行へ願い出た。しかし、藩当局はそれを認めず、あくまで抵抗を続けようとする十二坊側代表三僧を逮捕拘禁し、その他の十二坊の僧にも閉門を命じた。

（第二段階）これを聞いた京都の興正寺は（仏護寺ならびに十二坊は興正寺の末寺）、三僧の宥免や寺帖連印の許可等を藩に要請、藩もこれを受け、もとより連印を許可した。

(第三段階) ところが、仏護寺（ならびに明教寺）と十二坊の間に対立が生じ、元禄十六年八月に至り、仏護寺と明教寺は藩に辞職と寺院の献上を申し出た。理由は、仏護寺側が、十二坊は仏護寺境内僧（＝寺中）であると主張するのに対し、十二坊側はこれを否定し、坊中の米銀納入する必要なしとするにあつた。この紛争がやがて日光東照宮門主輪王寺宮の耳に入るや、かねて仏護寺に関心の深かつた門主は、藩主綱長に仏護寺救済を依頼した。ここから情勢は再び十二坊側に不利となり、藩は十二坊に対し、仏護寺に疎意のないようになると同時に、また同寺の塔頭（寺中）としての礼式を守るべき旨を申し聞かせた。

しかし、十二坊側は翌日、境内僧（寺中）と見なされることに強く反抗し、問題はまたふり出しにもどつた。ところが、このような十二坊の姿勢に藩は態度を硬化させ、十二坊のうち八坊の主僧を領分追放とした。

(第四段階) だが、翌宝永元年五月、こうした事態を憂慮した興正寺門主は、使僧を江戸に派遣して藩主に十二坊らの宥罪復帰を懇請させ、藩主も十二坊の赦免を命じた。

かくて、藩権力と仏護寺にたてついた十二坊の紛争も一段落したのであるが、紛争の主論点であった境内僧（寺中）か否かの問題は解決されたわけではなかつた。十二坊は、仏護寺に対し米銀納入の義務はなくなり、経済的束縛からは解放されたが、しかし、国法上は幕末に至るまで「仏護寺境内」として扱われ、寺法と国法の間に矛盾を残した。

さて、以上述べたごとく、仏護寺と十二坊の紛議は、藩主・興正寺から日光東照宮門主までが関係し、一大政治事件に発展したのであつたが、この紛争期間中、本山西本願寺は一体いすれに味方していたのであらうか。

前節で述べたように、本山に寺中自立化の政策が一貫しているならば当然、仏護寺よりも十二坊側に荷担したはずである。しかしながら、実際に十二坊側の意向をくんで動いたのは興正寺だけであつて、「知新集」には本山が紛争期間中に如何なる態度を示したか全く記されていない。一方、十二坊と興正寺が、前節の四ヶ寺の場合と同様に寺法を楯にして、仏護寺と対決しようとしていたことは次の二文⁽¹⁶⁾からも明らかである。

一本町方旧記正恩寺懷中覺書というものにハ、同八月廿九日に興門跡より使僧江戸へつかいされ大守へ右御願の御口上あり、戸島保左衛門寺尾庄左衛門兩人使僧へ應対せしに、十二坊判形の事先規のことく仰付られ下されかし、さらずハ寺法へ対し拠なきこと数多あり、その中ことにやむを得ざる三ヶ条ハ第一嚴有院殿御七回忌に新地を古地に御免御改下されしに、十二坊ハ古来年ひきしき寺にて毎年不欠に銘々寺帖判形勤來れるを今より後寺帖一判に仰付らるゝ時ハ公儀へ対し興門主にも心うくおほえらる、第二十二坊三百余ヶ寺の末寺安芸備後周防石見四ヶ国に散在せるか、其末寺ハいつれにまれ銘々寺帖判形せるを、上寺たる十二坊かへりて寺帖にもれなはあまたの末寺惣本山へ訴出へし、其時本山より申付かたなきをや、第三十二坊寺帖除かれ仏護寺一判となる時ハ仏護寺寺内僧寺僧となりぬ、しかる時ハ真宗の寺法寺僧に官職ゆるすことなし、十二坊ハ真宗にて本間の飛檐と申官職七八十年前より許し来れるを今更寺僧にすへきやうなく：（後略）（傍点筆者）このように十二坊ならびに興正寺が本山の寺法をよりどころとして、寺中身分でないことを主張しようとしているとき、本山が一向に彼らの行動を支援していないところから、本山は紛争中から十二坊＝寺中説をとる仏護寺および藩側にひそかに組みしていたものと推測されるのであるが、それは三十数年後に至り、十二坊の前にも明らかになつて来る。すなわち、知新集卷十九に次のような記述が見られる。

(前略) 九月廿七日西本願寺使僧戒恩寺江戸築地輪到着す此戒恩寺下りけるハ品窮寺事はた十二坊示の為なり、この度品窮寺改派を企てるハ十二坊一同申合せおひく政派し仏護寺境内を離れんとの謀計にて初中終十二坊仲間より品窮寺後見合力せしよし風聞あり、虚実ハしらず仏護寺においてハこの風聞を信用しことの外心をいため巨細一々本山へ内達せしかハ本山に於ても深く憂へ千辛万苦の煩労ありける事とミえ使僧をも選み下されるなり、されハ使僧下り色々十二坊へ申さとし仏護寺へ不敬なく境内の礼式かたく守るへきよし書付をもつて誌聞せるか、十二坊居合かたく寺別彼是と歎けれども再応切嗟ありてしづく畏りぬ、かくて品窮寺も帰國し十月廿二日追院仰付られ十一月

朔日戒恩寺も帰京せり。（傍点筆者）

右は、元文二年、十二坊中の一寺高宮郡上中野村品窮寺が西本願寺派から東本願寺派へ転派を企て、東本願寺と西本願寺の争いに発展し、結局、寺社奉行の裁断により転派が禁止されたときの文書である。ここに本山西本願寺が、仏護寺の立場を支持していることがはつきりと読みとられるのであるが、それは何故か。同じく知新集卷二十二の次の記述からその理由は明らかとなる。

元文二年丁巳仏護寺境内十二坊之内高宮郡上中野村品窮寺東へ転派し東西争論となり東本願寺より公儀へ出訴あり、さるによりて御吟味となり品窮寺并に仏護寺役僧実相寺江戸へ参り寺社御奉行松平紀伊守殿宅に於て右両僧切磋あり、はしめ東方より訴られしハ、品窮寺ハ仏護寺境内僧に非す其ゆゑハ彼真行寺元和年間寺町より東方に属し二十年の間同派にありけるを仏護寺よりそのまゝ捨おきける是レナヘて寺町十二坊の類境内僧にあらざる証拠也、転派の法境内僧ハ転する事ならず境内僧の外ハ転派こゝろのまゝなりといふ、又仏護寺こゝろえにてハ彼真行寺ハ当时寺法國法ともに犯せる大罪ありて仏護寺境内を追院し同寺弟高宮郡下町屋村東善坊に潜居しける時兄弟意を合せ東方へ転派せしにて真行寺東派に在けるハ境内追院の後にて境内僧の時にあらず、しかるを前非を悔西本山へ御佗申もとの境内へ帰りけるなれハ東本願寺出訴の趣に違ひ、かつ寺町十二坊の類境内僧に疑なきハ國法よりわたせる承応天和の二図に明なりといふ、かくて品窮寺実相寺御詮議のうへ実相寺申分理前となり品窮寺ハ仏護寺境内僧に定り、境内僧ハ改派なるへからず西本願寺へ帰參すへきよし命せらる、元文三年戊午七月六日也。

一読して分るごとく、この転派問題も十二坊＝寺中説の是非とからんで生じた紛争であり、そして西本願寺は、十二坊＝仏護寺寺中説をとる国法を楯にして品窮寺の転派を阻止することができたのであった。

ここに至つて、もはや西本願寺が元禄年間の紛争の際に十二坊側に荷担しなかつた理由は歴然として来る。すなわち、十二坊＝非寺中説をとる限り、十二坊が転派を企てた場合、西本願寺としてはそれを阻止する

有効な手段がなく、十二坊＝寺中説に立つことによつて始めて「境内僧転派かなはす」という国法により、十二坊を西本願寺派末寺として確保できたのである。

転派問題については別の機会に記す予定であるが、ともかく、「甲子夜話続編卷一〇〇」⁽¹⁾に

、今一向の両門跡も西は本家にして連綿、東は嫡家にして新建なれど、このとき神祖の御定にて西東改派は勝手次第と仰出されたれば、其頃より元來の西徒多く新東門に改めしより因て今も斯のこと行なはるれば、彼宗には改派押と云こと有りて、予め諸檀方の主人々々に使者を以て其下の檀方若し改派せん者あらば、この五ヶ月の間は改派相成らず条、右相頼申す由にて暫く改派を押へ置くなり、さ無ければ反復常なれば斯のごとし。然ればかの月期盈れば又使者を以申断るとぞ外目には両門徒盛なるごとくなれども内実には辛苦ある也。天人の五衰もこの類ならん。

又両門今に神君の御命を守て己れを以て改派を禁じ得ざる者は、聖者の日如有三王者「必世而後仁」とは是等を謂しならん。

とあるごとく、両派の転派は近世社会を通じて頻繁に行なわれていたことに注目しなくてはならない。このような教団の不安定性を考慮するとき、元禄年間の紛議の際に、本山が、十二坊＝寺中の立場をとる藩や仏護寺に反対しなかつたのは当然のことと思われる。つまり、本山は常に寺中制度の解体を志向していたのではなく、転派の危険性があるときは、逆に寺中制度を楯にして本坊配下の寺院の独立性を否定することにより転派を押える場合もあつたのである。では何故、長州藩においては前節で見たように、本山が寺中側に味方したのであろうか。

三、転派と寺中制度——むすびにかえて——

寺中制度について、元禄年間の芸州藩の場合と、天保年間の長州藩の場合の二件に関する史料からこれを検討し、寺中に対する本山の態度が

この相違の生じた原因としては種々の要素が考えられるであろう。第一に、元禄期と天保期の一四〇年余の年代の隔りを考慮に入れねばなるまい。

全国的に藩の寺院統制が軌道に乗り始めた元禄期と、百姓一揆の前に幕藩体制の矛盾が大きく露呈して来る天保期とでは、本山の態度が違うのも当然であろう。

しかし、それ以外の要因として、各藩固有の宗教政策の影響も考慮しなくてはなるまい。そしてその一つとして、私は転派問題も検討する必要があるのではなかろうかと考えるのである。というのは、芸州藩においては、前節で見たごとく、本山は末寺の転派を警戒して寺中制度の温存をはかつており、寺中制度の存続が転派問題と密接な関係を有していたと思われるからである。

では、長州藩の場合、寺中制度が早く解体して行つたのは何故か、また、それは藩の宗教政策とどのように関連しているのであろうか。

ここで、長州藩の対真宗政策が如何なるものであつたかが問題となつて來るのであるが、私は正保年間に出された転派禁止令が長州藩の最も特筆すべき宗教政策であつたと思う。この禁止令については、山口県文書館所蔵の「興門跡御由緒事」に基づいてすでに紹介したことがあるが、要するに長州藩では、正保三年、「三ヶ条の奉書」により、藩内全真宗寺院に対し、前藩主毛利輝元の遺志に基づき西本願寺派末寺興正寺への「与力」が命ぜられたことから、東本願寺派への転派が禁止され、以後幕末に至るまで藩内全真宗寺院は西本願寺末寺として存続し、一ヶ寺たりとも東本願寺派への転派は認められなかつたのである。長州藩のような大藩にあつて、近世初期から全藩的規模で転派が禁止された例は他に見られないのであるが、このような長州藩の独自性と、寺中制度の解体促進とは密接な関係があつたのではないかと私は考える。何故なら、全真宗寺院が国法によつて転派を禁じられた長州藩にあつては、本山（西本願寺）が地方有力寺院配下の下級寺院を寺中身分から解放したところで、それが芸州藩の場合のように、東派へ転派を図るきっかけとなることは絶対にありえず、したがつて独立を要望する下級寺院に対しては、寺号・名号を積極的に下附して寺中身分からの解放を促進させ

ることが可能だつたと考えられるからである。

言うまでもなく、寺中が独立して一般末寺数が増加すれば、名号・絵像の下附や寺格昇進の際の冥加金により、本山の収入も増加するわけであつて、経済的にも本山が寺中の独立を歓迎するのは当然である。したがつて、本山としては転派しない限り、下級寺院の独立＝寺中制解体が望ましい方向であつて、転派の禁止された長州藩においては本坊と寺中の紛議に際し、本山（西本願寺）が寺中側に荷担したのは決して不思議な現象ではなかつたのである。

ところで、芸州藩においても近世末期に至ると、山間部で多数の手次坊主の独立寺院化が始つて来る。⁽¹⁹⁾かかる現象につき「秋長夜話続々編」⁽²⁰⁾には次のように記されている。

此ノ国（安芸国）ハ一向宗盛ニシテ郡中村々一向門徒ニアラサルハナシ。元来ハ村々ニ寺アルコトナシ。多クハ仏護寺十二坊ノ門徒ナリ。其村所ニテ農民ノ僧形トナリ勸化スル者ヲ手次坊主トイフ。（中略）此手次坊主トモ漸々村ノ用ヒヲ得テ勢ツキ、後ハ堂ヲモ建立シオノカラ寺ノヤウニナリシヨリ取次タノミ本願寺ヘ、請テ、寺号木仏開山上ノ人ノ画像太子七高僧代々門跡上人ノ影ナド申受ケテ、一寺ヲ創立スルナリ。創立ノコトハ他宗ニテハ一向カタキコトナレトモ本願寺門徒ニテハ如何ナル故カハシラネトモ殊ノ外ニ容易ナリ。一向宗ノ年ヲ逐ヒテ盛ナルハ是ヲ以テノ故ナルヘシ。（傍点筆者）

手次坊主の寺院化を本願寺が積極的に支援していることが右の史料から伺われるが、このような現象が生じたのは何如なる理由によるのであろうか。この点についてはなお今後十分に考究する必要があるのであるが、ただここで注目されるのは、芸州藩においても近世末期には、藩が転派禁止令を出していることである。⁽²¹⁾地縁的共同体の発達により、独立度をたかめて来た山間部の道場に対し本願寺が、中本寺の反対を押し切つて、積極的に寺号を下付し、いわゆる帳落寺が多数成立して来るのは、すでにこの地方に転派禁止令が発布された後だつたのである。

また、全国的に見て、寺中や下道場が全般的に独立寺院となるのは、明治九年の「宗規綱領」制定後であるが、実は東西両本願寺は、それよ

り九年前にすでに両派間の末寺転派を禁止している。これらの事実もまた、寺中ならびに道場の寺院化が転派禁止令と密接な関係のあつたことを示唆するものではなかろうか。つまり、転派禁止という下地が形成されて始めて、本山は積極的に寺中・道場の独立化を促進することができたのである。その下地がない限り、寺中・道場が一寺院として独立すれば、転派が可能となるだけでなく、逆に、寺中・道場が独立したことによる不満を抱いてその寺中・道場の本坊が転派する危険性もあり、本山も全国的に寺中・道場制度や上寺下寺関係の解体に踏み切ることができないかったものと考えられる。例えば、摂津高槻仏照寺は西日本に多数の下寺を有する西本願寺派有数の大坊であったが、明治初年における本山の下寺直末化政策により、多くの下寺が仏照寺から分離したことを不服として、明治十年、東本願寺派への転派を試み訴訟問題までおこしたが、すでに転派禁止令の出された後のことゆえ転派は許可されなかつたのであるが、⁽²⁴⁾ 禁止令の制定前には、このような大坊の転派する可能性が常にあり、本山はそれに悩んでいたのである。これが、全国的に寺中・道場制度や上寺下寺関係を明治初年に至るまで存続させる一つの要因となつていたのである。

さて、以上のごとく近世本願寺教団に内在していた矛盾を、転派問題とからんで考察するとき、ここに当然、転派をも禁止し得なかつた近世本願寺教権とは如何なる性格のものであつたか、それをはたして「絶対主義」教権と呼べるか否か、が問題となつて來るのであるが、この点については稿を改めて論じたい。

注 (1) 森岡清美『真宗教団と「家」制度』

(2) 抽稿「近世的寺院の成立とその本質」(『仏教史学』第一一卷第三・四合刊号)、同『真宗寺院の近世的形態—聖俗分離と均等寺院の成立をめぐつて—』(『近世仏教』九・十号)、同「本願寺教団における本末制度解体の背景」(『真宗史の研究』所収)。

(3) 赤松俊秀・笠原一男共編『真宗史概説』三六四頁。

(4) 前掲『真宗教団と「家」制度』四〇五頁。

(5) 同右書、二八五頁。

(6) 前掲『真宗史概説』三六五頁。

(7) 前掲『真宗教団と「家」制度』六五一頁。

(8) 善宗寺前住職香川静爾氏談。

(9) 山口県防府市仁井令光宗寺所蔵文書。

(10) 『地下上申』(山口県文書館所蔵)ならびに『防長風土記集案』の「三田尻宰判」参照。

(11) 抽稿「近世本願寺教団の確立過程—主として中國地方の場合について—」(『近世仏教』第四号)。

(12) 山口県文書館所蔵。

(13) 前掲抽稿(『仏教史学』第一一卷第三・四合刊号)ならびに『近世仏教』九・一〇号所載論文)参照。

(14) 『新修広島市史』第六巻所収。

(15) 「藩の寺院統制と安芸門徒」(『芸備地方史研究』第三七・三八号)。

(16) 『知新集』八二六頁。

(17) 『日本経済叢書』三六所収。

(18) 抽稿「西本願寺教権確立過程における興正寺派の動向—興門跡御由緒事とその背景—」(『宇部工業短期大学・高等専門学校研究報告』第二卷第二号)。

(19) 抽稿「安芸地方における真宗と神祇—隅屋文書の分析を中心にして—」(『日本宗教史研究』第三集)。

(20) 柳田国男「毛坊主考」(『郷土研究』卷一)より引用。

(21) 『新修広島市史』第四巻、一六三頁。

(22) 前掲抽稿(『日本宗教史研究』所載論文)参照。

(23) 『明知上人伝』一八三頁。

(24) 仏照寺住職談。

[付記]
本稿は昭和四四年十一月、竜谷大学で開催された「仏教史学会大会」において発表したものであるが、成稿にあたつては一部加筆した。なお、史料採訪に際しては、光宗寺住職神保習生氏ならびに山口県文書館の広田暢久・国守進・利岡俊昭氏の御助力を得た。記して厚く謝意を表する次第である。